

デーセントワーク
デー宣伝

日時：2月15日(火)17時～
場所：千葉駅頭



ホームページ <http://chibarouren.org/> メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第362号

2022年

1月21日

発行
千葉県労働組合連合会
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8
自治体福祉センター3F
電話 043 (225) 5576
FAX 043 (221) 0138
発行人 本原康雄 定価20円

第 362 号 URL 版 2022 年 1 月 31 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043 (225) 5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1面】

22 春闘・国民生活の格差と貧困の解消へ

最低賃金の底上げ目指し 全国一律1500円以上を

年が明けコロナの第6波が広がる中、いよいよ22国民春闘が始まります。22国民春闘は、長い間劣悪な状況に置かれ、コロナ禍でより鮮明になった日本の労働者の、低賃金・不安定雇用の実態を改善させること。そして、岸田政権が推し進める憲法改悪の反対の世論を広める事が最大の争点となります。

コロナ過の春闘要求

昨年、千葉労連の労働相談センターに約800件の相談があり「コロナ療養中に解雇された」「解雇で所持金が底をつく」など多数の深刻な相談が寄せられました。多くの労働者はコロナ禍において苦しい状況に追い詰められています。

コロナ関連の失業者は全国で12万人(昨年末時点)を超えています。特に弱い立場に置かれる非正規労働者や女性、若者にコロナ禍の痛みが集中しています。格差と貧困が広げられ、食事も取れない労働者が増え続けています。

千葉労連は総力を上げて、困難な労働者に希望を語り、労働組合の仲間を増やし団結を強めて、賃金の大幅引き上げ・底上げと雇用の安定、いのちと暮らしを守る運動に全力を尽くします。

改憲反対を大きな世論に

岸田政権のもと、通常国会が1月17日に開会しました。岸田首相は昨年の臨時国会に続いて「敵基地攻撃能力」保有の検討と共に、6兆円超の軍事費を計上し、さらに軍事力の抜本的強化に言及しました。そして、憲法審査会での積極的な改憲議論にも言及しています。大軍拡や敵基地攻撃能力の保有は、平和憲法と相いれません。自民・公明や維新の会などの改憲勢力が3分の2超の議席を盾に改憲策動を強めています。しかし、国民多数の願いは社会保障の充実や景気の回復であり、改憲ではありません。千葉労連は「憲法改悪を許さない全国署名」をこれからも広げていき、改憲反対の大きな世論構築に奮闘



JR千葉駅の駅頭で労働者に向けての新春宣伝

します。

春闘で大幅賃上げを図る

千葉労連は 1 月 6 日に千葉駅 (14 人参加)、13 日 (10 人参加) に海浜幕張駅で新春の春闘宣伝を行いました。本原康雄議長は「春闘で全ての労働者の大幅賃上げを図り、社会全体の生活の底上げを目指す」「その為には政治を変え、通常国会では野党各党と共に最賃法の改正を求める。多くの皆さんの協力を」と呼びかけました。参加者は「コロナを理由に、非正規・女性労働者、飲食店、エッセンシャルワーカーなどが低賃金、解雇、長時間労働で苦難を強いられた。8 時間働けばふつうに暮らせる社会に」「都市でも地方でも月給 23~25 万円が必要。時給は全国一律 1500 円以上に」「国が推奨する兼業や副業、旅行先での在宅勤務などは、労働環境を無視した働かせ方であり、問題だ」と訴えました。チラシ入りのティッシュは合計で 700 個配布しました。

大幅賃上げは最大の目標

本原康雄議長あいさ

つ

2022 年春闘が始まりました。今年の春闘は、20 年以上にわたり異常な低賃金・不安定雇用が押し付けられてきた状況を改善し、大幅賃上げを実現することが最大の目標です。とりわけ、コロナ禍で浮き彫りとなった医療や公衆衛生体制のひっ迫・崩壊を食い止め、拡充させるために、エッセンシャルワーカーの生活と雇用の安定は急務です。だからこそ、岸田首相も「看護、介護、保育などの現場で働いている方の収入を増やす」と言い、4 千円から 9 千円の賃上げを言わざるを得なかったのです。

しかし、現場労働者からは「ケタが違う」と言われているように、金額も、期間も、対象も、到底納得は出来ません。私たちは、こうしたケア労働者の大幅賃上げを実現しながらすべての労働者に波及させ、月額で 2 万 5 千円以上、時間額では 150 円以上、そして最低賃金は全国一律 1500 円以上を実現することを目指します。その為には、コロナ禍でも内部留保を増やしてきた大企業に応分の負担を求めるとともに、税金の使い方を改めて中小企業に必要な支援を行うことが必要です。そうした政治に転換していく必要があります。私たちは企業内中心の運動を克服し、労働組合だけではなく、すべての労働者や国民と共同して、政治の流れを変えるたたかいを重視します。

同時に、昨年の総選挙で改憲勢力が 3 分の 2 を超える議席を獲得した下で、強まる 9 条改憲の動きに警戒し、憲法を守り、憲法をいかした平和外交を実現する運動にも力を入れます。そして、市民と野党の共闘をいっそう発展させ、7 月の参議院選挙で改憲勢力を過半数割れに追い込む取り組みをすすめます。

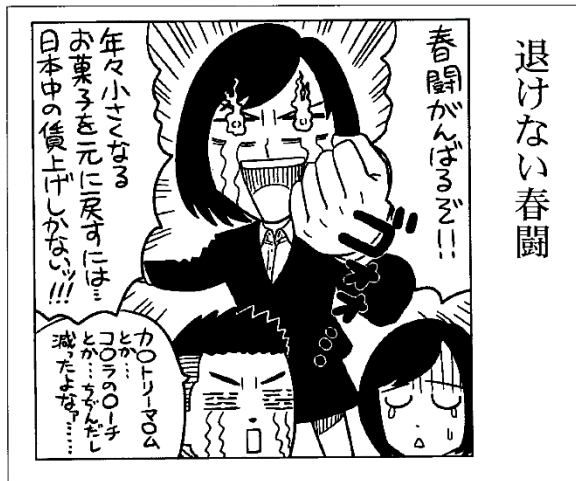


低賃金・不安定雇用の改善を求めて



NHK 大河ドラマ「鎌倉殿の 13 人」では、頼朝が挙兵した後、真鶴岬に近い石橋山の戦いで敗れ、現在の鋸南町竜島あたりに上陸した出来事はどう扱われるのか。房総半島に逃れた頼朝は、下総国の千葉氏、

上総国の上総氏、安房国の安西氏などの房総三国有力者を味方に再起を図り、武蔵国に進んで行く。今とは違い武力で敵を倒す時代だが、権力集中の結果として平家・平清盛が具体的な倒すべき相手だった。格差の大本を倒すために頼朝・北条家の人々が果たした役割を、ドラマを通して楽しみたい▼少し乱暴だが、労働組合運動に当てはめると、要求実現に向けて、武力だけではない結集の背景などが参考になるのではないかな。



【2面】

組織拡大し春闘の勝利を目指す

第75回評議員会を開催



評議員会で発言の挙手をする組合員

1月8日、千葉労連は千葉土建本部会館にて第75回評議員会を開催しました。評議員会議長には、自治労連の細田文夫さんを選出しました。

本原康雄千葉労連議長あいさつでは「日本は、実質賃金とGDPが下がり、経済成長できない異常な国になっている。コロナ禍での春闘を通じて大幅賃上げ・労働条件改善の実現させるかが課題である、8時間働き普通に暮らせる社会の実現を目指して、月額2万5千円以上、時給額150円以上、全国一律1500円以上の最低賃金実現は多くの労働者・国民に共感を得られる要求額であり、実現させよう。今夏、参院選がある。自助・共助が強調され、何のための政治だ。『憲法を

守り活かす、たたかい（市民と野党の共闘）が今求められている。組織拡大・仲間を増やし春闘をたたかおう」と挨拶がありました。

議案提案は、矢澤純事務局長から「2022年春闘方針案」を、日暮一浩常任幹事から「中間決算報告」を、高橋智会計監査から「中間監査報告」がありました。質疑・討論では 11 人の評議員から、議案提案の補強発言がありました。討論のまとめでは、矢澤純事務局長は「今年は“動く”春闘にしたい、労働組合に結集して命と暮らしが守られる働く環境にしていく」と決意表明があり、議案採決では全会一致により全議案が承認されました。

2年ぶりの旗開きでは、寺田勝弘副議長により乾杯が行われ、千葉市花見川在住の噺家、めずらし家芝楽さんと三遊亭金一さんの落語で新春初笑いをし、竹内敏昭副議長による団結ガンバローで締め括られました。



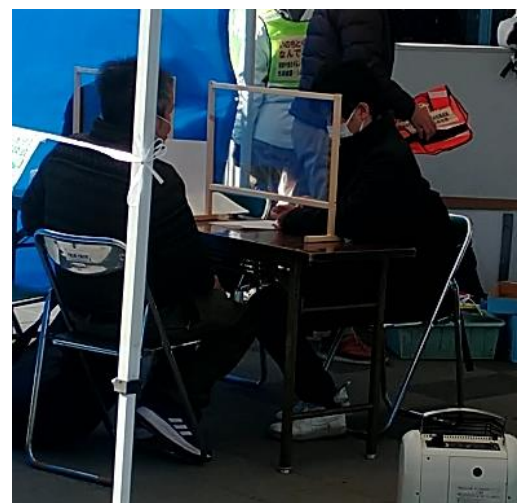
新春初笑いの落語鑑賞

社会的孤立を防ぎたい

12・18 労働・生活何でも相談会

「いのちとくらしを守るなんでも相談会実行委員会ちば」(構成団体は自由法曹団千葉支部・県労働弁護団・県民医連・千商連・千葉労連・千葉土建・自治労連県本部・県社保協他)は 12 月 18 日の午後に 2 会場に分かれ、相談会を開催。千葉駅東口での相談所では (13 時から 16 時)23 人が参加しテントを張り、各々が案内チラシを配布しました。「コロナ禍で会社の倒産、解雇、シフトが減るなど一人で悩まずに相談を」と、通行人に呼びかけました。

同日開催の「コロナ災害を乗り越えるなんでも電話相談会」をNHKが昼にニュースで報道しました。千葉会場では、弁護士や労働相談員 7 人が電話相談に対応しました。千葉会場(12 時から 18 時)では 2 本の電話が開始と同時に鳴り、駅前相談 2 件、電話相談 12 件の相談が寄せられました。



駅前で生活相談をする男性

障害者年金とパート合わせて月収 17 万円の 50 代男性は「子どものいない世帯でも給付金を支給して

ほしい」「社会的孤立を防ぐ手立てをして欲しい」と訴えます。

職を失い、税の滞納や家族関係の破綻など、社会的孤立を深めている事が顕著となりました。生活保護利用を求めても「まず家族で相談しなさい」などと「自助・互助」を迫られ、『生活困窮者自立支援金』支給も全く不十分など、国の施策を「評価しない」の声が多く寄せられました。

労働相談一ヶ月 ～福祉施設・虐待隠ぺい誓約書拒否解雇～

Q 老人ホームに勤務しています。入居者への虐待を目撃し、施設長に報告し改善を求めました。翌日、再び本部から事情聴取があり、終了後、目撃した事を口外しないという「誓約書」にサインする事を求められました。拒否すると解雇すると言われ、再度「誓約書」へのサインを求められました。断ると、解雇予告手当は「誓約書」にサイン後でなければ支払わないといわれました。会社の話は到底理解出来ないの、どこがおかしいのか教えてほしいです。

A 昨年末、私の相談最終日に来た事例です。具体的な虐待の様子の話があり、間違いなく虐待だと思いと伝えました。施設が虐待行為をやめさせるのではなく、隠ぺいしようとする事は断固許されないと話しました。

具体的な問題点は、第 1 に、虐待を目撃した事実を口外しない「誓約書」へのサインを拒否した事を理由に解雇することはできません。したがって、解雇そのものが不当解雇にあたり無効です。

第 2 に、解雇予告手当の支払い条件に、同じ「誓約書」へのサインを求めることは違法行為と説明しました。

この相談は匿名のために継続した対応は出来ません。しかし、虐待という事実は、犯罪といえると話し、入居者の命を護るためにもあいまいな対応で済ませないように話しました。また、いつでも支援することが出来るので個人の問題としないで相談してほしいと伝えました。本人も、福祉施設に働くものとして入居者を護るつもりだ、という話で相談を終了しました。経営者の隠ぺいの意図は明確で新自由主義の考え方の典型的なものです。【中林】